

(第62回定時株主総会招集ご通知提供書面)

第 6 2 期 報 告 書

(自 平成24年 4 月 1 日)
(至 平成25年 3 月 31 日)

株式会社 **ツミ**

栃木県足利市南大町443番地

(提供書面)

事業報告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、世界経済の減速や株価の低迷、長期化する円高等の影響により不透明な状況が続いておりましたが、昨年末の政権交代後の円高の是正、株高基調などに伴い景気回復の兆しが見られる状況となりました。

国内の自動車業界におきましては、当年度上期前半はエコカー補助金の効果もあり回復基調が見られたものの、下期に入り日中関係の悪化による販売台数の減少や円高による輸出の低迷で、厳しい状況のなかで推移してまいりました。

下期後半に至り中国市場の緩やかな回復、円高是正の効果などにより経済環境の上振れ期待感が高まりましたが、自動車そのものの国内生産は依然として低調でありました。

なお、国内市場における今年度の4輪車の国内販売は、5,210千台（前年度比9.6%増）となり、輸出も4,660千台（前年度比0.8%増）となったため、国内生産は、9,554千台（前年度比3.1%増）となっております。

このような環境のなかで、当社は、技術・品質・製造の体質強化を進め、企業競争力の向上を図るとともに、既存得意先への拡販と新規得意先の開拓を進めてまいりました。

この結果、当社の売上高は、中国市場の影響を受けたものの、拡販努力により前期比8百万円増収の59億58百万円（前期比0.1%増）と前年並みになりました。

一方、利益面におきましては、原価低減活動の成果に加え為替変動差益効果により営業利益は前期比25百万円増益の3億16百万円（前期比8.9%増）、経常利益は前期比107百万円増益の4億25百万円（前期比33.7%増）、当期純利益は前期比91百万円増益の2億70百万円（前期比50.9%増）となりました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

ブレーキ用部品が前期比126百万円増（4.9%増）、電装品用部品が前期比42百万円減（1.4%減）、応用その他の部品が建機用部品の低調により前期比75百万円減（25.1%減）となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は、4億28百万円で、主なものは生産設備（3億33百万円）の投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、資金の調達はしておりません。

なお、当事業年度末の借入金残高は、6億74百万円となっており、前事業年度末に比べ82百万円減少しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第59期 (平成22年3月期)	第60期 (平成23年3月期)	第61期 (平成24年3月期)	第62期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売上高	4,854,805	5,803,228	5,950,196	5,958,521
経常利益	92,186	286,569	318,488	425,915
当期純利益	130,001	225,773	179,543	270,924
1株当たり当期純利益	21.67円	37.64円	29.93円	45.17円
総資産	5,210,336	5,490,904	5,573,047	5,417,057
純資産	2,392,732	2,631,244	2,781,431	3,024,097
1株当たり純資産額	398.91円	438.67円	463.71円	504.17円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する 当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	9,885,337千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造 販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の自動車業界は、世界生産は順調に伸びていくものと思われませんが、地産地消の拡大により国内生産は低水準で推移することが予測されます。

このような状況のなかで、平成23年度からスタートした中期経営計画も最終年度となり、目標達成に向け、諸施策を加速、完遂してまいります。

具体的には、グローバルで生き抜く（一人ひとりのスキル強化）をスローガンとして、

1. 6つの加工技術を磨き上げ、競争力のある部品を提供する。（成長）
2. 全員参加で桁違い品質を達成し、お客様の信頼を獲得する。（品質）
3. 総原価改善を徹底的にやり抜き、適正利益を確保する。（コスト）
4. 仕事のやり方をかえ、一人ひとりのリードタイムを短縮する。（プロセス/人材）

これらの諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社の事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造並びに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場（平成25年3月31日現在）

本	社	栃木県足利市
工	場	栃木県足利市、群馬県太田市

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	4名増	36.8歳	12.4年

- (注) 1. 当事業年度末日の使用人数を記載しております。
2. 使用人数には、当社から社外への出向者（3名）を除き、社外から当社への出向者（5名）を含みます。
なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	405,000千円
株式会社東和銀行	214,810千円

- (注) 当事業年度末日の借入金残高を記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,000,000株
- (3) 株主数 282名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ミ ツ バ	3,186千株	53.11%
株 式 会 社 東 和 銀 行	300千株	5.00%
タ ツ ミ 取 引 先 持 株 会	291千株	4.85%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250千株	4.16%
タ ツ ミ 従 業 員 持 株 会	178千株	2.96%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	150千株	2.50%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	150千株	2.50%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	100千株	1.66%
浜 銀 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	100千株	1.66%
横 浜 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	86千株	1.43%

(注) 持株比率は自己株式（1,787株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役および監査役の様況 (平成25年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役社長	山本千秋	
専務取締役	岡嶋茂	開発機能(技術・営業・購買)統括 生産機能統括
取締役	森田常夫	営業・購買・業務・経理担当
取締役	田邊泰	工場長、生産企画室長、製造第一部長 生産機能担当
取締役	高橋良和	株式会社ミツバ取締役専務執行役員
取締役	長瀬裕一	株式会社ミツバ執行役員
常勤監査役	井上雄象	
監査役	早川榮一	
監査役	三田賢一	株式会社ミツバ取締役常務執行役員 株式会社ミツバアビリティスタッフ代表取締役社長 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長
監査役	武信幸	株式会社ミツバ執行役員

- (注) 1. 取締役高橋良和氏および長瀬裕一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川榮一氏、三田賢一氏および武信幸氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役早川榮一氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役井上雄象氏、監査役三田賢一氏および武信幸氏は、経理・財務業務に携わってきた経験があり、相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
平成24年6月25日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役小宮博之氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	45,024千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	9,432千円 (1,200千円)
合 計 (うち社外役員)	6名 (1名)	54,456千円 (1,200千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役2名および社外監査役2名については、報酬は支払っておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月25日開催の第48回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月25日開催の第48回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度において、社外取締役1名および社外監査役1名が役員を兼務する親会社から、役員として受けた報酬の総額は4,800千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

- ・取締役高橋良和氏および監査役三田賢一氏は、株式会社ミツバの取締役を、また、取締役長瀬裕一氏、監査役武信幸氏は、同社の執行役員を兼務しております。

なお、株式会社ミツバは、当社の親会社で、当社製品の販売先であり材料の仕入先でもあります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 高橋 良和	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、親会社の立場から経営全般にわたり必要な助言・提言を行っております。
取締役 長瀬 裕一	当事業年度開催の全ての取締役会に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、親会社の立場から経営全般にわたり必要な助言・提言を行っております。
監査役 早川 榮一	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回および全ての監査役会に出席いたしました。税務の専門家としての深い経験に立脚し、経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。
監査役 三田 賢一	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回および全ての監査役会に出席いたしました。親会社の立場から経理および財務の長き経験と専門的見地から必要な助言・提言を行っております。
監査役 武 信幸	当事業年度開催の取締役会7回のうち5回および監査役会6回のうち5回に出席いたしました。親会社の立場から経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。

ハ. 社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役早川榮一氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新宿監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により解任いたします。

取締役会は、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を行い、その業務執行は取締役が行います。取締役に対する監査体制については当社監査役会の下、監査役により職務執行の遵法性を監査しております。

当社は、前述の当社理念を実践することによってCSRを達成することを目指します。CSR活動全体をまとめ、当社において発生しうるあらゆる損失危機を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、当社代表取締役社長が議長を務めます。

また、当社の取締役は、社会の期待に応え信頼される企業となるために、タツミで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」の遵守に率先して取り組みます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会等経営意思決定に係る議事録、財務情報等の重要な文書・その他取締役の職務執行に係る情報の管理・保存については、法令・定款および当社の社内規定に基づき、適正に実施してまいります。

情報の管理については情報取扱責任者を任命するとともに、情報セキュリティに関するガイドラインを定め対応しております。

また、文書の保存等については、関連する法令および文書管理規定により、適切に管理してまいります。

(3) 損失の危機に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に係る規定を整備し、リスクの最小化を図ってまいります。また、CSR活動の一環として、前述のCSR会議にて当社において発生しうるあらゆる損失危機に対応してまいります。

生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等、それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策案の実施・監査、防災状況の監査または改善の指示等を実施いたします。

また、生産リスク以外に発生し得る損失危機を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。

さらに、これらリスクの発生時等において適時・適切な情報開示を行い、ステークホルダーの皆様が当社の状況を適切に把握できるように努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を隔月1回開催し、経営上の重要な事項に対する意思決定と、各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。

取締役会の他、当社では、常勤取締役および常勤監査役が出席する役員ミーティングを毎月開催し、業務執行に係る重要事項の審議・検討と、情報の共有化を図ります。

また、当社は中期（3年間）および単年度の事業計画と利益目標とを策定するとともに、各部門において、その達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。

さらに、事業計画については急激な事業環境の変化に追従すべく、適切なタイミングでの見直しを実施いたします。

- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス活動を通じて法令・社会規範を遵守してまいります。前述のコンプライアンス委員会では、社員に対して法令遵守および企業倫理の啓蒙・教育を実施してまいります。その一環として、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」を策定し、周知しております。

また、社員の職務執行状況については監査室が内部監査を実施し、内部牽制力を確保するとともに、必要とされる改善指示を行います。

当社はさらに、内部通報者に対する制度を設け、当社の経営陣または社員等が違法行為を発見したか、あるいはその兆候に気づいた際の相談・通報の窓口として、社内に「なんでも相談窓口」を設けております。この相談窓口に対する通報者の氏名および情報等は秘匿として扱い、かつ、通報者に対して当社は不利益な行為は行いません。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人および使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、前述の監査室に監査役の職務を補助する社員を配置いたします。人員の員数・配置・職責等については、監査役会と業務部が適宜協議してこれを決めます。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制について

取締役および社員は、当社の主な業務執行状況ならびに当社の事業、業務、財務に与える重要な事項等を適宜適切に監査役に報告いたします。監査役は取締役会および役員ミーティングのほか、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監視・検証いたします。

- (8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会および役員ミーティングの他、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、必要に応じて報告、説明を求めます。

また、監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い代表取締役をはじめ各取締役、部門長等との面談、実査等を行い、得られた情報の共有を行います。

監査室および会計監査人とは緊密に連携し、年度監査計画のすり合わせを行い、期中監査状況、期末監査結果等についても随時説明・報告を求めるとともに、定期的な情報連絡会を実施し、監査の実効をあげてまいります。

- (9) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ります。

- (10) 反社会勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいり所存であります。

今期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績を勘案し、株主の皆様の変わらぬご支援にお応えするべく、8円とさせていただくことを平成25年5月8日開催の取締役会にて決議致しました。

また、同日開催の取締役会において、繰越利益剰余金から171,743,869円を別途積立金に繰入することを決議致しました。

これにより、別途積立金は1,100,000,000円となります。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針を定めておりませんが、今後も引き続き社会情勢等変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,867,916	流 動 負 債	2,207,225
現金及び預金	401,524	買掛金	190,308
受取手形	73,942	短期借入金	470,000
売掛金	1,304,765	1年内返済予定 長期借入金	104,810
製品	79,668	未払金	1,097,228
原材料及び貯蔵品	119,742	未払法人税等	152,839
仕掛品	284,659	未払消費税等	19,033
未収入金	496,016	未払配当金	134
繰延税金資産	94,172	未払費用	23,757
その他	13,425	資産除去債務	157
固 定 資 産	2,549,140	預り金	14,419
有 形 固 定 資 産	1,343,812	賞与引当金	134,537
建物	552,824	固 定 負 債	185,733
構築物	34,586	長期借入金	100,000
機械装置	657,745	繰延税金負債	85,733
車両運搬具	194	負 債 合 計	2,392,959
工具器具備品	37,195	純 資 産 の 部	
土地	40,361	株 主 資 本	2,990,905
建設仮勘定	20,904	資本金	715,000
無 形 固 定 資 産	6,004	資本剰余金	677,955
借地権	4,892	資本準備金	677,955
ソフトウェア	264	利益剰余金	1,598,518
その他	847	利益準備金	60,000
投資その他の資産	1,199,323	その他利益剰余金	1,538,518
投資有価証券	127,173	別途積立金	928,256
関係会社株式	653,063	繰越利益剰余金	610,261
事業保険	18,294	自 己 株 式	△567
前払年金資産	203,266	評価・換算差額等	33,192
長期未収入金	179,427	その他有価証券評価差額金	33,192
その他	18,097	純 資 産 合 計	3,024,097
資 産 合 計	5,417,057	負 債 純 資 産 合 計	5,417,057

損益計算書

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,958,521
売 上 原 価	5,200,302
売 上 総 利 益	758,219
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	441,319
営 業 利 益	316,900
営 業 外 収 益	118,318
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,233
受 取 賃 貸 料	100
為 替 差 益	44,448
製 造 提 携 先 機 械 等 売 却 益	42,733
製 造 提 携 先 技 術 指 導 料	5,707
助 成 金 収 入	4,895
そ の 他	16,198
営 業 外 費 用	9,303
支 払 利 息	8,033
そ の 他	1,270
経 常 利 益	425,915
特 別 利 益	15,449
固 定 資 産 売 却 益	10,799
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,638
そ の 他	11
特 別 損 失	5,299
固 定 資 産 除 却 損	1,773
減 損 損 失	207
割 増 退 職 金	3,318
税 引 前 当 期 純 利 益	436,065
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	181,775
法 人 税 等 調 整 額	△16,635
当 期 純 利 益	270,924

株主資本等変動計算書

（自 平成24年4月1日）
（至 平成25年3月31日）

（単位 千円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	715,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	715,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	677,955
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	677,955
資本剰余金合計	
当期首残高	677,955
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	677,955
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	60,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	60,000
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	928,256
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	928,256
繰越利益剰余金	
当期首残高	375,326
当期変動額	
剰余金の配当	△35,989
当期純利益	270,924
当期変動額合計	234,935
当期末残高	610,261
利益剰余金合計	
当期首残高	1,363,582
当期変動額	
剰余金の配当	△35,989
当期純利益	270,924
当期変動額合計	234,935
当期末残高	1,598,518

		(単位 千円)	
科	目	金	額
自己株式			
	当期首残高		△567
	当期変動額		
	当期変動額合計		—
	当期末残高		△567
株主資本合計			
	当期首残高	2,755,970	
	当期変動額		
	剰余金の配当	△35,989	
	当期純利益	270,924	
	当期変動額合計	234,935	
	当期末残高	2,990,905	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
	当期首残高	25,461	
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,730	
	当期変動額合計	7,730	
	当期末残高	33,192	
評価・換算差額等合計			
	当期首残高	25,461	
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,730	
	当期変動額合計	7,730	
	当期末残高	33,192	
純資産合計			
	当期首残高	2,781,431	
	当期変動額		
	剰余金の配当	△35,989	
	当期純利益	270,924	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,730	
	当期変動額合計	242,665	
	当期末残高	3,024,097	

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30年～40年

機械装置 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
均等償却する方法によっております。
- (5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金資産」に計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (7) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約取引
ヘッジ対象
相場変動等による損失の可能性がある外貨建売上債権
- ③ ヘッジ方針
通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が15,344千円減少し、ほぼ同額営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,923,410千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

389,290千円

② 長期金銭債権

179,427千円

③ 短期金銭債務

27,756千円

(4) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額

1,200,000千円

借入実行残高

470,000千円

差引額

730,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	2,607,314千円
② 仕入高	182,277千円
③ その他（出向者人件費および経費等の支払額）	92,420千円
④ 営業取引以外の取引高（機械売却等の額）	420,051千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所：栃木県足利市

用途：遊休資産

種類：機械装置

事業の用に供していない当該遊休資産について、回収可能性が認められないため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（207千円）として特別損失に計上しました。

当社は、輸送用機器関連事業単一の事業セグメントにより構成されていることから、全体を1つの資産グループとして捉え、遊休資産については、個々の資産単位でのグルーピングを行っております。

なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,787	—	—	1,787

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	35,989	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月11日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月8日 取締役会	普通株式	47,985	利益剰余金	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月5日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

当社は、新株予約権の発行をしていないため該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	11,827千円
賞与引当金	50,787千円
社会保険料	7,142千円
共済会積立金	7,826千円
たな卸資産評価損	14,853千円
イニシャルファイ	1,698千円
固定資産評価損	1,088千円
固定資産減損損失	4,671千円
会員券評価損	406千円
その他	34千円
小計	100,339千円
評価性引当金	△1,100千円
計	99,238千円

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△72,626千円
その他有価証券評価差額金	△18,172千円
計	△90,799千円

繰延税金資産の純額 8,438千円

(注) 繰延税金資産の純額の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産 (流動)	94,172千円
繰延税金負債 (固定)	△85,733千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(7) リース資産の内容

・有形固定資産

自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造用機械装置であります。

・無形固定資産

ソフトウェアであります。

(4) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機 械 装 置	555,350	395,708	159,641
車 両 運 搬 具	5,728	3,895	1,833
工 具 器 具 備 品	2,860	2,270	589
計	563,938	401,874	162,064

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	133,949千円
1年超	35,743千円
計	169,692千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	159,551千円
減価償却費相当額	90,389千円
支払利息相当額	9,686千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未經過リース料

1年内	33,249千円
1年超	57,007千円
計	90,256千円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

8. 金融商品に関する注記

金融商品の状況および時価等に関して、重要性が乏しいため注記を省略しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	653,063千円
持分法を適用した場合の投資の金額	238,762千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△511千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 被所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社	(株)ミツバ	群馬県 馬場市	9,885,337	自動車用 電装品の 製造販売	直接53.1 間接 -	兼任 2名 被転籍 4名	電装品用 部品の販 売、材料 の仕入	営業取 引	当社製品 の販売	2,474,188	売掛金	233,182
								材料の仕 入		180,100	買掛金	16,126

子会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千メキシコ ペソ)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
関連 会社	コルボラシ オン・ミツ バ・デ・メ ヒコ・エ ス・エー デ・シー ・ブイ	メキシ コ・ヌ エボレ オン州	289,544	自動車用 部品の 製造販売	直接11.1 間接 -	兼任 1名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業取 引	当社製品 および機 械工具等 の販売	553,177	売掛金 及び未 収入金	335,535

兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係	営業 取引	ファクタ リング取 引等			
親会社 の子会 社	㈱オフィ ス・アド バン	群馬県 桐生市	50,000	業務代行	直接 間接 — —	兼任 2名	ファクタ リング取 引	営業 取引	ファクタ リング取 引等	2,485,258	未収 入金	382,758
										3,310,418	未払金	825,404

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含んでおりません。
 2. 期末残高には、消費税等を含んでおります。
 3. 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	504.17円
1株当たり当期純利益	45.17円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額 (千円)	3,024,097
純資産の部の合計額から控除する額 (千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	3,024,097
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	5,998,213

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 (千円)	270,924
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	270,924
期中平均株式数 (株)	5,998,213

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 壬 生 米 秋 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 末 益 弘 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タツミの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成25年5月8日

株式会社タツミ 監査役会

監査役(常勤) 井上雄象 ⑩

監査役 早川榮一 ⑩

監査役 三田賢一 ⑩

監査役 武信幸 ⑩

(注) 監査役早川榮一、三田賢一及び武信幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
配当金受領日	3月31日
株主確定日	なお、中間配当を実施するときの株主確定日は9月30日
定時株主総会	毎年6月に開催
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話 0120-232-711(フリーダイヤル)
上場証券取引所	大阪証券取引所
公告の方法	電子公告とします。 公告掲載URL http://www.tatsumi-ta.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、 その他やむを得ない事由が生じたときは、日本 経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
4. 大阪証券取引所は、平成25年7月16日付をもって東京証券取引所と市場の統合を行う予定のため、同日以降当社の上場証券取引所は東京証券取引所になります。